

鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年7月21日付第202200085871号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和5年7月11日付第202300081770号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ICT技術等を活用した先進的なシカ捕獲システムの導入により、捕獲わなの見回り等に係る労務の省力化や捕獲効率の向上等を図ることで、造林地におけるシカ被害対策の改善に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、様式第3号を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源

に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

4 地方事務所の長が、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するために必要があると認めたときは、本補助金の交付見込額を様式第5号により内示することができる。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、交付規則第5条に規定する処分の制限を受ける期間とする）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 本補助金の財産処分の承認は、財産処分の申請を受けた日から起算して、知事が、その処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

（補助金の概算払い）

第9条 補助事業者は、規則第19条に規定する概算払いによる本補助金の支払いを求めるときは、様式第7号により地方事務所の長へ概算払請求を行うものとする。

2 規則第19条の規定による概算払いは、様式第8号によりあらかじめ通知して行うものとする。

(達成状況報告)

第10条 補助事業者は、全体指標の達成状況について、様式第9号により、目標年度の翌年度の9月末までに地方事務所の長に提出するものとする。

(事業主体の遵守事項)

第11条 事業実施個所で調査等を実施する場合があることから、本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施個所を森林以外の用途に転用等する場合は、転用する前に地方事務所の長へ報告すること。なお、報告は書面で行い、書式は任意様式とする。

2 県から事業実施個所について調査等を実施したい旨の申し入れがあった場合は応じること。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は、正本1部とする。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業
2 事業主体	森林組合等林業事業体
3 補助対象経費	事業主体が実施する先進的なシカ捕獲システムの導入（資機材の整備、設置・点検管理等）に要する経費。 （人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、構築物設置費）
4 補助率	1／2以内
5 重要な変更	補助金額の増

(注) 人件費、技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金計画（報告）書

1 事業計画（報告）

取組内容		※導入するシステムが、新たな又は改善を加えた駆除方法、防除技術等の試行的実施であることが分かるよう記載してください。			
事業実施個所					
わなの概要	種別	くくりわな	箱わな	()	()
	設置数	か所	か所	か所	か所
見回り内容	時期				
	出役人員	人・日			
捕獲目標（実績）		頭			
導入したシステムの評価 （報告書提出時のみ）					

2 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

3 添付資料

(1) 位置図

縮尺5万分の1程度の地形図及び管内図等に施行地の位置を示した位置図

(2) 施業図

わなの設置位置を示した平面図

(3) シカ捕獲システムの概要図

導入するシステム毎に作成すること

(4) 施行状況写真（報告書提出時のみ）

わなの設置状況、システムの導入状況等の写真を撮影すること

(5) 実施事業量の算出根拠（報告書提出時のみ）

わなの設置、見回り、捕獲等に係る作業日報

(6) 実行経費の算出根拠（報告書提出時のみ）

資機材等の購入伝票等の写し

(7) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」にかかる「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（市町村が事業主体であるものを除く）

なお、事業主体が請負により事業を実施する場合、チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

(8) 別紙「(元号) 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業に係る消費税仕入控除税額集計表」

別紙

(元号) 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業に係る消費税仕入控除税額集計表

(単位:円)

事業主体名	事業費	補助金	課税方式	仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	消費税仕入控除税額 (A×B)	消費税 確定 未確定	備考
合計								

- (注) 1 「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- なお、事業主体の課税売上割合が95%未満の場合で、補助金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 3 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 4 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	備 考
補助金				
負担金				
その他				
合 計				

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	備 考
合 計				

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無	備 考
有 ・ 無	

注) 1 「有」、「無」のいずれかに○をすること。

2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を備考欄に記載すること。

3 消費税の取り扱い

(一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

注) 該当するものに○をすること。

様式第3号（第4条関係）

誓約書

（元号） 年 月 日

職 氏 名 様

住 所
名 称
代表者

（事業主体）は、（元号） 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約いたします。

番 号
(元号) 年 月 日

様

職 氏 名

(元号) 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金交付要綱（令和4年7月21日付第202200085871号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産省所管農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、本補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (3) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けず、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が国への補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等に乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (4) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (5) 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (6) 本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (7) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

別記様式

契約に係る指名停止等に関する申立書

(元号) 年 月 日

〔事業主体〕 様

住 所
名 称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第5号（第5条関係）

番
（元号） 年 月 日 号

様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金の交付内示について（通知）

（元号） 年 月 日付第 号で申請のあった鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

（単位：円）

事業名	事業費	補助金	備考
鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業			

様式第6号（第7条関係）

番
（元号） 年 月 日

（元号） 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業仕入控除税額確定報告書

職 氏 名 様

住 所
名 称
代表者

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳					
	合計				

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
名 称
代表者

（元号） 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金の概算払について
（依頼）

（元号） 年 月 日付第 号による交付決定に係る補助金の概算払いについて、
鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条及び鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金交付要綱（令和4年7月21日付第202200085871号鳥取県農林水産部長通知）第9条の規定により請求します。

記

1 請求額

（単位：円）

交付決定額	既概算払額	今回概算払請求額

2 添付書類

支払（予定）額を確認できる書類

様式第8号（第9条関係）

番 号
（元号） 年 月 日

様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金の概算払について（通知）

（元号） 年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金について、下記のとおり概算払いますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

1 補助金概算払額

（単位：円）

交付決定額	既概算払額	今回概算払額	概算払額計	残額

2 概算払いの時期

（元号） 年 月 旬

様式第9号（第10条関係）

番
（元号） 年 月 日

職 氏 名 様

住 所
名 称
代表者

鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業達成状況報告書

このことについて、鳥取県先進的シカ捕獲システム導入実践事業費補助金交付要綱（令和4年7月21日付第202200085871号鳥取県農林水産部長通知）第10条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

※添付様式は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）様式7の1の全体評価に準ずる。